

## 平成 26 年度 茨木市都市計画税の用途状況について

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。主な用途としては、街路整備事業、下水道事業、公園整備事業などがあります。

平成 26 年度の都市計画税（3,748,006 千円）は、以下のとおり都市計画事業費等（8,225,734 千円）の財源として活用しました。

### ○平成 26 年度都市計画税用途状況

#### 都市計画事業費等の内訳

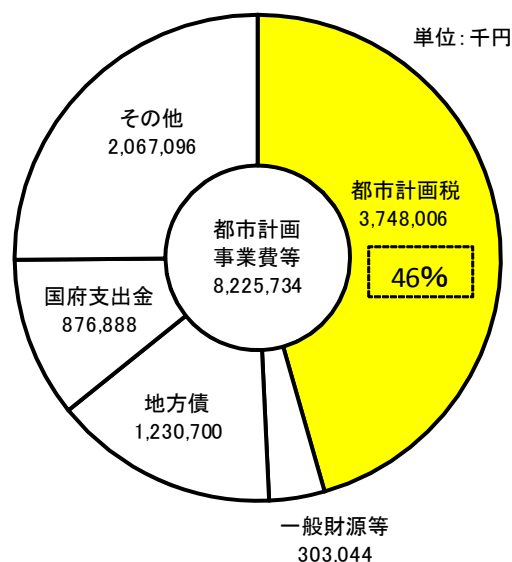
(単位:千円)

都市計画事業費等		8,225,734
用途内訳	街路整備	1,861,091
	公園整備	224,185
	下水道整備	1,088,060
	地方債償還	5,052,398

#### 都市計画事業費等の財源内訳

(単位:千円)

都市計画事業費等		8,225,734
財源内訳	都市計画税	3,748,006
	一般財源等	303,044
	地方債	1,230,700
	国府支出金	876,888
	その他	2,067,096



都市計画税は都市計画事業費等の約 46% を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。